

別紙

諮問第976号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に基づき、審査請求人が行った「令和3年（2021年）8月16日から同年9月15日までの間における、自分の都庁への入庁記録」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和4年6月13日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求について、審査請求人個人を特定することができる内容が記載された公文書は存在しないため、開示請求に係る保有個人情報の不存在を理由として非開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年9月13日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年6月19日に実施機関から理由説明書を收受し、同年7月28日（第234回第二部会）から同年9月22日（第235回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件非開示決定について

実施機関の説明によると、都庁舎への入庁を希望する者は、専用ホームページにアクセスし、必要事項（以下「来庁者情報」という。）を入力するか、都庁舎内に設置された端末から来庁者情報を入力し、QRコードを取得の上、ICカード「一時通行証」を受け取り、これをセキュリティゲートにかざして入庁することである。

来庁者情報は、「来庁日」、「氏名（姓（漢字）、名（漢字）、姓（カナ）及び名（カナ）」、「会社・団体名」、「電話番号」、「訪問先」等の欄から構成されている。実施機関の説明によると、来庁者情報の一部は、入退庁管理システム等に引き継がれ、1か月を経過すると削除されることである。また、来庁者情報から入退庁管理システム等に引き継がれる情報のうち、個人情報に該当するのは「氏名（姓（漢字）、名（漢字）」欄に入力された情報（以下「漢字氏名」という。）のみであることである。

実施機関は、本件開示請求に対し、入退庁管理システム等に記録された個人情報は漢字氏名のみであるところ、審査請求人個人を特定することができる内容が記載された公文書は存在しないとして、本件非開示決定を行っている。

イ 本件非開示決定の妥当性について

実施機関は、弁明書及び理由説明書において、入退庁管理システム等に引き継がれた情報から、審査請求人個人を特定することができず、該当する公文書は存在しないと主張する。

本件開示請求書によれば、「請求に係る保有個人情報の内容」の欄に記載された「入庁記録」の対象期間は、令和3年（2021年）8月16日から同年9月15日までの間とされているところ、本件開示請求がなされたのは、令和4年5月30日であり、来庁者情報から、入退庁管理システム等に引き継がれた情報の保存期間である1か月を優に経過していることが認められる。このことからすると、仮に、審査請求人が上記期間に都庁舎に入庁していたとしても、本件開示請求時点にお

いて、審査請求人に係る個人情報、入退庁管理システム等から削除されていると考えることは不自然ではない。

審査会が、来庁者情報の保存状況について、事務局をして実施機関に確認させたところ、都庁舎への来庁者数を把握するため、入退庁管理システム等から抽出された来庁者情報の一部が存在することが判明したが、審査請求人個人の「入庁記録」として特定するに足りる情報については確認できなかった。

また、入庁記録に対する開示請求における対象保有個人情報の特定に当たっては、実施機関の説明によると、来庁者情報に記載された個人情報が真に開示請求者自身のものであるか否かについて細心の注意を払っており、来庁者情報として記載された氏名、会社・団体名、電話番号、訪問先等から総合的に判断しているとのことである。

したがって、本件開示請求について、審査請求人を識別することができる個人情報が記載された公文書は存在しないとする実施機関の説明は、不自然・不合理なものとは認められない。

以上のことから、本件開示請求に対し、実施機関が不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子